

平成30年7月豪雨 被災された皆さまへの支援制度について 【第8版】

被災された皆様には心からお見舞い申し上げます。

皆さまの生活再建のために、主な支援制度を取りまとめましたので、ご活用ください。

※支援制度については、令和3年7月1日現在の情報です。

※変更された支援制度

- 生活支援…「1 被災者生活再建支援金の支給」
- 税金…「5 固定資産税の特例」
- 住宅…「8 住宅取得助成事業」
- 住宅…「10 空き家再生助成金」
- 住宅…「11 災害復興住宅建設資金等利子補給補助金」
- こども・教育…「12 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予）」

令和3年7月1日 現在

高 梁 市

平成 30 年 7 月豪雨で被災された皆さまへの支援制度（目次）

No.	種別	支援メニュー	※り災証明書	担当部署等	ページ
1	生活支援	変更 被災者生活再建支援金の支給	○	福祉課	4
2	見舞金	災害義援金の配分	○	福祉課	5
3		災害弔慰金の支給	○	福祉課	6
4		災害障害見舞金の支給	○	福祉課	7
5	税金	変更 固定資産税の特例		税務課	8
6		国税の特別措置	○	高梁税務署	8
7	住宅	一時的な市営住宅の提供	○	都市整備課	9
8		変更 住宅取得助成事業	○	住もうよ高梁推進課	10
9		住宅リフォーム助成金	○	住もうよ高梁推進課	11
10		変更 空き家再生助成金	○	住もうよ高梁推進課	12
11		変更 災害復興住宅建設資金等利子補給補助金	○	住もうよ高梁推進課	13
12	こども教育	変更 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予）	△	岡山県備中県民局	14
13		児童扶養手当支給制限の解除	△	こども未来課	14
14		奨学金返還の猶予	○	教育総務課、介護医療連携課、こども未来課	14
15	商工業関係	平成 30 年 7 月豪雨災害対策 中小企業融資利子補給金交付事業	○	産業観光課	15
16	農林業関係	農林漁業セーフティネット資金	○	日本政策金融公庫 びほく農業協同組合	15
17		農林漁業施設資金（災害復旧施設）	○	日本政策金融公庫 びほく農業協同組合	16
18	その他	こころの健康相談		健康づくり課	16
19		被災ローン減免制度		岡山弁護士会	16

※り災証明書欄

○…り災証明書が必要な支援制度です

△…り災証明書が必要になる場合がある支援制度です

空欄は、り災証明書が不要な支援制度です。

り災証明書の必要な制度と不要な制度がありますので、ご注意ください。

◎支援が終了した制度

第3版

「被災家庭の子どもの一時預かり「子どもの居場所」設置」
「平成30年7月豪雨消費者トラブル110番」

第4版

「近隣市町の火葬場を利用された場合の火葬炉使用料について」
「農業用機械および施設の修繕・再取得および施設の撤去について」

第5版

「障害福祉サービス利用料の猶予および免除」
「ケーブルテレビ利用料金（基本月額利用料金）の免除」
「断水した地域の水道料金の減免」、「市税（料）の納付期限等の延長」
「市県民税（個人）の減免」、「固定資産税および都市計画税の減免」
「国民健康保険税の減免」、「介護保険料の減免」、「学用品の給与」
「事業者災害見舞金の支給」
「被災地域販路開拓支援事業（小規模事業者「持続化補助金」）」
「農林業関係者の「被災証明書」について」、「農業共済の補償」
「災害時の健康管理について」、「運転免許証の有効期間の延長」
「電気料金その他の特別措置」、「自然災害を補償する損害保険について」
「NHK放送受信料の免除について」

第6版

「復興対策課の設置」、「り災・被災証明書の交付」、「災害見舞金の支給」
「災害援護資金の貸付」、「消毒薬の無料提供（家屋の消毒方法）」
「水道料金・下水道使用料の減免」「戸籍謄抄本等交付手数料の免除」
「後期高齢者医療保険料の減免」、「災害家屋の土砂等除去の扶助」
「住宅の応急修理制度」、「民間賃貸住宅借上げ制度（みなし仮設住宅）」
「被災家屋等の撤去【公費】」、「被災家屋等の撤去【自費】」
「おかやま水害住宅建築相談窓口」、「幼稚園・保育園・こども園の保育料の減免」
「学童保育保護者負担金の減免」、「事業者向けり災証明書の交付」
「災害で運転免許証をなくされたり破損された方の再交付手続き」

第7版

「子ども災害見舞金の支給」、「生活福祉資金制度による貸付」
「介護サービス利用料の免除」、「住民票等証明書手数料の免除」
「市税等に関する証明手数料の免除」、「市税（料）の納付相談」
「高梁市中小企業等再建補助金」
「岡山県中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業（グループ補助金）」
「岡山県危機対策資金」、「雇用調整助成金の特例」、「雇用保険支給の特例」
「災害復旧貸付」、「豪雨災害で被害を受けた事業者に対する特別相談窓口」
「各種法律関係相談窓口」

第8版

「災害により発生したごみの受け入れ」、「医療費の一部負担金の免除」

「国民年金保険料免除・納付猶予（特例免除）」、「生活道整備事業補助（災害復旧工事）」

「小規模建設工事助成（災害復旧工事）」、「母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（住宅資金）」

「高梁市雇用安定助成金」、「セーフティネット保証4号の適用（災害関連）」

「農地・農業用施設災害復旧工事」、「林地災害復旧工事」

1 被災者生活再建支援金の支給 変更

災害により住居が全壊や大規模半壊など、生活基盤に著しい被害を受けた世帯を対象に、生活再建のための支援金を支給します。なお、支援金の使途は限定されません。

【対象となる方】

- ① 住居が「全壊」した世帯
- ② 住居が半壊、または住居の敷地に被害が生じ、やむを得ず解体した世帯
- ③ 住居が半壊し、大規模な補修をしなければ居住が困難な世帯（大規模半壊世帯）

【支給額】

支給額は、次の2つの支援金の合計額になります。

(※世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が4分の3になります。)

- 住宅の被害程度に応じて支給する支援金（基礎支援金）
 - ・全壊世帯、解体世帯：100万円
（上記の【対象となる方】のうち①・②に該当する場合）
 - ・大規模半壊世帯：50万円
（上記の【対象となる方】の③に該当する場合）
- 住宅の再建方法に応じて支給する支援金（加算支援金）
 - ・建設、購入 200万円
 - ・補修 100万円
 - ・賃借 50万円（公営住宅を除く）

※ 被災直後、一旦住宅を賃借し、その後自ら居住する住宅を建設、購入、または補修するなど、加算支援金の2つ以上に該当する場合は、高い方の加算支援金を基礎支援金に加えます。

【必要な書類】

申請に必要な書類は、被害の状況により異なります。	全壊	全壊扱い		大規模半壊
		半壊により解体	敷地被害により解体	
基礎支援金	り災証明書(原本)	○	○	○
	解体証明書		○	○
	滅失登記簿謄本		○	○
	敷地被害証明書類			○
	住民票	○	○	○
	預金通帳の写し	○	○	○
加算支援金	○	○	○	○
		契約書の写し		

【申請期限】

基礎支援金……令和3年8月4日まで

加算支援金……令和4年8月4日まで

【問い合わせ先】 高梁市福祉課 0866-21-0265

見舞金

2 災害義援金の配分

【人的・住家被害等：対象・配分額（平成31年1月28日時点）】

区分	対象	4次配分までの合計額	5次配分額 (2月7日以降振込)	5次配分を含めた合計額
人的被害	亡くなられた方	1,400,000円	300,000円	1,700,000円
	重傷の方（1ヶ月以上入院）	425,000円	—	425,000円
住家被害 【持家】	全壊	1,400,000円	300,000円	1,700,000円
	大規模半壊	1,175,000円	270,000円	1,445,000円
	半壊	1,075,000円	200,000円	1,275,000円
	床上浸水（半壊に満たないもの）	750,000円	100,000円	850,000円
	一部破損（土砂被害によるもの）	330,000円	—	330,000円
	床下浸水	50,000円	—	50,000円
	敷地等崩壊避難世帯（注）	200,000円	—	200,000円
住家被害 【借家】	全壊	700,000円	150,000円	850,000円
	大規模半壊	525,000円	195,000円	720,000円
	半壊	525,000円	110,000円	635,000円
	床上浸水（半壊に満たないもの）	350,000円	75,000円	425,000円
	床下浸水	15,000円	10,000円	25,000円
	敷地等崩壊避難世帯（注）	70,000円	30,000円	100,000円
高齢者 施設	半壊	525,000円	—	525,000円
	床上浸水（半壊に満たないもの）	350,000円	—	350,000円

※ 敷地等崩壊避難世帯とは、住家が半壊又は床上浸水に至らない世帯のうち、敷地や裏山等の崩壊により居住が困難な状況が続き、3ヶ月以上避難している世帯とする。

【事業所等：対象・配分額（平成31年1月28日時点）】

区分	対象	4次配分までの合計額	5次配分額 (2月7日以降振込)	5次配分を含めた合計額
事業所等	事業者用り災証明書の発行を受けた中小企業等で、市内に住所を有する個人事業者又は市内に主たる事業所若しくは事務所を有する法人	50,000円	—	50,000円
	上記のうち2戸以上の集合住宅で賃貸業を営む者で、床上浸水の被害を受けたもの	—	100,000円	100,000円

【加算分：対象・配分額（平成31年1月28日時点）】

区分	対象要件	配分額
住家被害 【加算分】	被災者生活再建支援金（加算支援金・建設）の申請世帯のうち、市内で住宅の新築を行う世帯	1,000,000円
	被災者生活再建支援金（加算支援金・購入）の申請世帯のうち、市内で住宅の取得し、購入金額が1,000万円を超える世帯	500,000円
	被災者生活再建支援金（加算支援金・補修）の申請世帯のうち、補修費用が1,000万円を超える世帯	500,000円
	「半壊」又は「半壊にいたらない床上浸水（一部破損）」に該当する世帯のうち、住宅（母屋）の補修に要した経費が300万円を超える世帯 ※別途申請手続きが必要	300,000円
	「床下浸水」に該当する世帯のうち、住宅（母屋）の補修に要した経費が30万円を超える世帯 ※別途申請手続きが必要	100,000円

【町内会施設被害：対象・配分額（令和元年6月13日時点）】

区分	対象要件	配分額
町内会 施設被害	その地域の被災者が合意の下に取り組む被災した集会施設の再建	1,000,000円
	半壊以上の被害を受けた集会施設について、その補修費用に200万円以上を要する場合、補修費用（他の補助金額を除いた）の1/2で100万円以内	

【問い合わせ先】 高梁市福祉課 0866-21-0265

3 災害弔慰金の支給

災害により死亡した方や災害に関連して死亡した方の遺族に対して、災害弔慰金を支給します。

【対象となる方】

- (1) 災害時に高梁市に住所を有し、災害により死亡した方の遺族が対象です。
- (2) 支給の範囲および順位は次のとおりです。
 - ① 配偶者、② 子、③ 父母、④ 孫、⑤ 祖父母

※上記の遺族がいない場合には、兄弟姉妹の方に支給します。ただし、死亡した方の死亡当時に同居していたか、または生計を同じくしていた方に限ります。

【支給額】

災害弔慰金の支給額は次のとおりです。

- ① 死亡当時、対象者の生計を主に維持していた者が死亡した場合……500万円
- ② その他の者が死亡した場合……250万円

【問い合わせ先】 高梁市福祉課 0866-21-0265

4 災害障害見舞金の支給

災害に起因する負傷、疾病により、精神または身体に著しい障害を受けた方に、災害障害見舞金を支給します。

【対象となる方】 災害により次のような重度の障害を受けた方です。

- ① 両眼を失明した人
- ② 咀嚼（そしゃく）および言語の機能を廃した人
- ③ 神経系統の機能または精神に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ④ 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要する人
- ⑤ 両上肢をひじ関節以上で失った人
- ⑥ 両上肢の用を全廃した人
- ⑦ 両下肢をひざ関節以上で失った人
- ⑧ 両下肢の用を全廃した人
- ⑨ 精神または身体の障害が重複する場合における当該重複する障害の程度が前各項目と同程度以上と認められる人

【支給額】 災害障害見舞金の支給額は次のとおりです。

- ① 当該障害者が災害により負傷、または疾病等にかかった当時、その世帯の生計を主として維持していた場合：250万円
- ② その他の者が重度の障害を受けた場合：125万円

【問い合わせ先】 高梁市福祉課 0866-21-0265

5 固定資産税の特例 変更

平成30年7月豪雨で被災した固定資産について、次のとおり特例が受けられる場合があります。詳細についてはお問合せください。

【対象となる特例】

① 土地（住宅用地）の特例について【被災住宅用地に対する特例】

住宅が滅失または損壊したため、やむを得ず当該土地を住宅用地として使用できない場合、所定の要件を満たしていれば、平成31年度から令和4年度までの最大4年度分について引続き住宅用地とみなされ、課税標準額を軽減する特例を受けることができます。

② 家屋の特例について【被災代替家屋に対する特例】

滅失または損壊した家屋（損害割合が20%以上）の所有者の方等が、令和5年3月31日までの間に被災家屋に代わる家屋（以下「代替家屋」という。）を取得等した場合、代替家屋の税額のうち被災家屋の床面積相当分について、取得等した年の翌年から4年度分に限り固定資産税・都市計画税を2分の1に減額する措置が適用される場合があります。

③ 償却資産の特例について【代替償却資産に対する特例】

滅失または損傷した償却資産（以下「被災償却資産」という。）の所有者の方等が、令和5年3月31日までの間に被災償却資産に代わるものと認められる償却資産（以下「代替償却資産」という。）を取得、または改良した場合、代替償却資産については、固定資産税の課税標準額を取得、または改良の翌年から4年度分に限り、その価格の2分の1の額とする特例措置（代替償却資産特例）が適用されます。

【問い合わせ先】 高梁市税務課 0866-21-0216

6 国税の特別措置

災害により被災された方の国税【所得税、相続税、贈与税、源泉所得税、酒・たばこ・揮発油税】の支援制度については高梁税務署にお問い合わせください。

【問い合わせ先】 高梁税務署 0866-22-2546

住宅

7 一時的な市営住宅の提供

平成30年7月豪雨で被害を受けた方で、市営住宅の空き住宅を無料で一時的に提供します。詳しくはお問い合わせください。

【対象となる方】

高梁市に居住されている方で、平成30年7月豪雨により住宅の損壊が認められる方

【内 容】

- ・家賃は無料ですが、光熱水費、駐車料、共益費についてはご負担いただきます。
- ・り災証明書が必要です。
- ・提供期間は、状況によって相談に応じます。

【問い合わせ先】 高梁市都市整備課 0866-21-0237

8 住宅取得助成事業 変更

災害により住宅が被災し、り災証明書の交付を受けた方が、新築するための用地取得や新築工事、中古物件等を購入される場合に助成金を交付します。

【対象となる方】

次のいずれかに該当する方が対象となります。(※年齢は平成30年7月5日現在)

- (1) 15歳以下の子を養育している方
- (2) 40歳以下の方

【特例事項】

- (1) 過去にこの助成金を受けている場合でも申請できます。
- (2) 既に工事着手(完了)している場合でも申請できます。
- (3) 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事を対象とします。

【助成金額】

区分	補助率	上限額	条件
用地取得	購入代金の10分の1	100万円	・購入金額が200万円以上であるもの ・既に取得済みの場合は取得から3年以内であるもの

	施工	区分	助成金
	住宅新築	市内業者	(1) 三世帯同居又は三世帯近居による場合
(2) (1)以外で15歳以下の子を養育する場合			50万円
(3) 上記(1)・(2)以外の場合			30万円
市外業者		(1) 三世帯同居又は三世帯近居による場合	30万円
		(2) (1)以外で15歳以下の子を養育する場合	25万円
		(3) 上記(1)・(2)以外の場合	15万円

※三世帯同居とは、15歳以下の子を養育する世帯とその親世帯が同一住宅に居住することをいいます。

※三世帯近居とは、15歳以下の子を養育する世帯とその親世帯が同一小学校区内に居住することをいいます。

区分	補助率	区分	上限額
住宅購入 (建売・中古)	購入代金の10分の1	15歳以下の子を養育する場合	100万円
		その他の場合	50万円

【必要な書類】

- 住宅新築：申請書、住民票謄本、工事請負契約書の写し、住宅平面図、着工前の写真(着工中・完了後の写真でも可)、助成対象世帯確認書、誓約書、り災証明書の写し、用地取得を伴う場合は土地売買契約書の写しなど
- 住宅購入：申請書、住民票謄本、売買契約書又は見積書の写し、住宅の全景写真、助成対象世帯確認書、誓約書、り災証明書の写し

【問い合わせ先】 高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

9 住宅リフォーム助成金

災害により住宅が被災し、り災証明書の交付を受けた方が、住宅を改修(修繕)される場合に助成金を交付します。

【対象となる方】

次のいずれかに該当する方が対象となります。(※年齢は平成30年7月5日現在)

- (1) 15歳に達する日以後の最初の4月1日までにある(出産予定者を含む)を養育している者
- (2) 平成31年1月4日までに婚姻しており、夫婦いずれかの年齢が40歳以下の世帯

【特記事項】

- (1) 過去にこの助成金を受けている場合でも申請できます。
- (2) 既に工事着手(完了)している場合でも申請できます。
- (3) 過去に「高梁市定住促進住宅新築助成金」「高梁市住宅リフォーム事業費助成金」、「高梁市定住促進空き家活用助成事業補助金」等の交付を受けていた場合でも申請できます。また、交付金の減額もありません。
- (4) 婚姻後1年未満の申請期限を適用しません。
- (5) 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事を対象とします。
- (6) 災害救助法に基づく被災住宅の応急修理制度の適用を受けられた場合は、対象工事費から応急修理制度の適用額を差し引きます。

【対象工事の要件】

次の全ての要件を満たす場合、対象となります。

- (1) 住宅の維持又は機能の向上のための改修や修繕、模様替え、設備改善等の工事
- (2) 市内の建築業者等(個人事業主を含む)が施工する場合
- (3) 100万円(消費税を含む)以上の工事の場合

【助成金額】

工事費の1/10 上限50万円

【必要な書類】

申請書、住民票謄本、実施計画書、誓約書、見積書・設計図等、着工前の状況写真(着工中・完了後の写真でも可)、り災証明書の写し

【問い合わせ先】 高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

10 空き家再生助成金 変更

災害により住宅が被災し、り災証明書の交付を受けた方が、空き家情報バンクの登録物件を改修される場合に助成金を交付します。

【対象となる事業】

次の要件をすべて満たす場合に対象となります。

- (1) 賃貸等の契約成立後1年以内に着手すること。
- (2) 工事費が30万円以上であること。
- (3) 賃貸等の契約成立後、3年以上居住すること。
- (4) 市内の建築事業者が施工すること。

【特記事項】

- (1) 過去に同一物件について、この助成金を受けている場合でも申請できます。
- (2) 既に工事着手（完了）している場合でも申請できます。
- (3) 助成金交付決定年度の翌年度以内に事業が完了する工事を対象とします。

【助成金額】

工事費の1／3 上限30万円

【必要な書類】

申請書、住民票謄本、見積書・設計図等、着工前の状況写真（着工中・完了後の写真でも可）、賃貸契約書の写し、誓約書、り災証明書の写し

【問い合わせ先】 高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

11 災害復興住宅建設資金等利子補給補助金 変更

平成30年7月豪雨災害により被災した住宅再建（建設・購入・補修）のため、金融機関（普通銀行、信用金庫、農林中央金庫等の預貯金取扱い金融機関及び住宅金融支援機構）から融資を受ける場合、一定の条件のもとでその利子を10年間助成（補助金を交付）します。

現在、すでに融資を受けている方についても対象となります。

【対象となる方】

次の①～③のすべてに該当する方

- ① 平成30年7月豪雨により住宅（住家）に被害を受け、「り災証明書」が発行されている方
- ② 令和4年7月31日までに、住宅の復旧のため金融機関から融資を受ける（受けた）方で、かつ原則として令和5年12月31日までに償還が開始する方
- ③ 高梁市内に住宅を再建（建設・購入）する（した）方、もしくは住宅を補修する（した）方

【融資限度額・利子補給率】

区分	補助対象となる要件				補助対象となる利子		備考	
	り災証明書の内容				融資対象限度額			利子補給率
	全壊	大規模半壊	半壊	それ以外	※()内は令和元年9月30日までに融資決定の場合			
住宅建設	○	○	○	×	建設資金	1,680万円 (1,650万円)	年利 0.63% 以内	
					土地取得資金	970万円 (970万円)		
					整地資金	450万円 (440万円)		
住宅購入	○	○	○	×	購入資金	2,650万円 (2,620万円)		
					補修	○		○
整地資金及び引方移転資金	450万円 (440万円)							

※リバースモーゲージ型融資（高齢者特例融資制度）をご利用の場合は、融資対象限度額及び利子補給率が異なります。詳しくはお問合せください。

【利子補給期間】 償還開始から10年間

【申請期限】 令和4年7月31日

【問い合わせ先】 高梁市住もうよ高梁推進課 0866-21-0282

12 母子・父子・寡婦福祉資金の貸付（償還期間の猶予） 変更

災害より前に貸付を受けた方が、災害により支払期日に償還を行うことが著しく困難になった場合、償還金の支払猶予などの対象となる場合があります。

【問い合わせ先】 岡山県備中県民局健康福祉部福祉振興課 086-434-7023

13 児童扶養手当支給制限の解除

児童扶養手当支給対象者のうち、所得制限により手当の減額または支給停止されている方が、災害により被害を受けた場合に、児童扶養手当の支給制限の適用が解除される場合があります。

【対象となる方】

災害により所有する住宅・家財ごとに、被害金額（保険、損害賠償金等により補充された金額を除く。）がその価格の概ね2分の1以上の損害を受けた方

【問い合わせ先】 高梁市こども未来課 0866-21-0288

14 奨学金返還の猶予

被災により、奨学金の返還が困難な場合は返還の猶予をすることができる場合があります。詳しくは奨学金貸付の担当課にお問い合わせください。

【奨学金の種類】

- 高梁市奨学金貸付制度 (担当課：教育総務課)
- 高梁市医学生奨学金 (担当課：介護医療連携課)
- 高梁市看護師等養成奨学金 (担当課：介護医療連携課)
- 高梁市介護福祉士養成奨学金 (担当課：介護医療連携課)
- 高梁市保育士養成奨学金 (担当課：こども未来課)

【問い合わせ先】

高梁市教育委員会 教育総務課 0866-21-1500
 高梁市介護医療連携課 0866-21-0304
 高梁市こども未来課 0866-21-0264

商工業関係、農林業関係

15 平成30年7月豪雨災害対策 中小企業融資利子補給金交付事業

平成30年7月豪雨災害により被災された中小企業者の復興支援を図るため、岡山県等の融資を利用した方へ利子の補給を行います。

【対象者】

市内で事業を行い、かつ、市内に住所を有する個人事業者または市内に主たる事業所若しくは事務所を有する法人

【利子補給の対象融資】

平成30年7月5日から平成31年1月31日までに受けた次の融資とします。

- ・岡山県危機対策資金（危機関連および知事特認）
- ・日本政策金融公庫（災害復旧貸付）
- ・商工組合中央金庫（災害復旧貸付）

【利子補給の内容】

- 利子補給率 1.0%以内
- 利子補給対象融資限度額 1企業3,000万円
- 利子補給の対象期間 利子払込開始月から3年間

【問い合わせ先】 高梁市産業振興課 0866-21-0229

16 農林漁業セーフティネット資金

【貸付条件】

- 貸付限度額
(一般) 600万円以内
(特認) 年間経営費等の12分の3、または粗収益の12分の3に相当するいずれか低い額
- 融資期間 : 10年以内
- 据置期間 : 3年以内
- ※農業者関係については、対象が認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織等に限られます。
- ※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

農業関係……晴れの国岡山農業協同組合びほく統括本部 0866-22-4555
林業関係……(株)日本政策金融公庫 岡山支店 086-232-3612

17 農林漁業施設資金（災害復旧施設）

【貸付条件】

- 貸付限度額：負担額の80%、または1施設当たり300万円
（特例：1施設あたり600万円）のいずれか低い額
- 融資期間：15年以内
- 据置期間：3年以内
- ※農業関係については、対象が認定農業者、認定新規就農者等に限られます。
- ※り災証明書が必要です。

【問い合わせ先】

農業関係……晴れの国岡山農業協同組合びほく統括本部 0866-22-4555
林業関係……(株)日本政策金融公庫 岡山支店 086-232-3612

18 こころの健康相談

災害の後は、これまでの日常では感じたことのなかったような気持ちになったり、体の変調を経験することがあります。（※例えば「眠れない」「イライラする」「誰とも話す気になれない」「身体の調子が悪い」「あときの光景が何度も思い浮かぶ」など）
自分でうまく気分のコントロールができない場合は、気軽に相談してください。

【災害時のこころの電話相談窓口】

- 高梁市健康づくり課 <月～金曜日：8時30分～17時15分> 0866-21-0228
- 備北保健所 備北保健課<月～金曜日：8時30分～17時15分> 0866-21-2836
- こころの医療たいようの丘ホスピタル<月～金曜日：9時30分～16時30分> 0866-22-2217
- 岡山県精神保健福祉センター心の相談窓口 <月～金曜日：9時～16時> 086-201-0850

19 被災ローン減免制度

豪雨により影響を受けた方で、住宅ローン等を借りている個人や事業性ローンを借りている個人事業主の方が、ローンの支払が困難となった場合、「自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン (<http://www.dgl.or.jp/guideline/>)」を利用し、一定の要件を満たすことにより、災害前のローンの減額や免除を受けることができます。

詳しくは、ローン借入先の各金融機関等にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

岡山弁護士会 086-223-4401（平日9時～17時）